

DPC 制度導入により「DPC 対象病院」へ移行となります

当院は令和 6 年 6 月 1 日から、厚生労働省指定の「DPC 対象病院」となります。

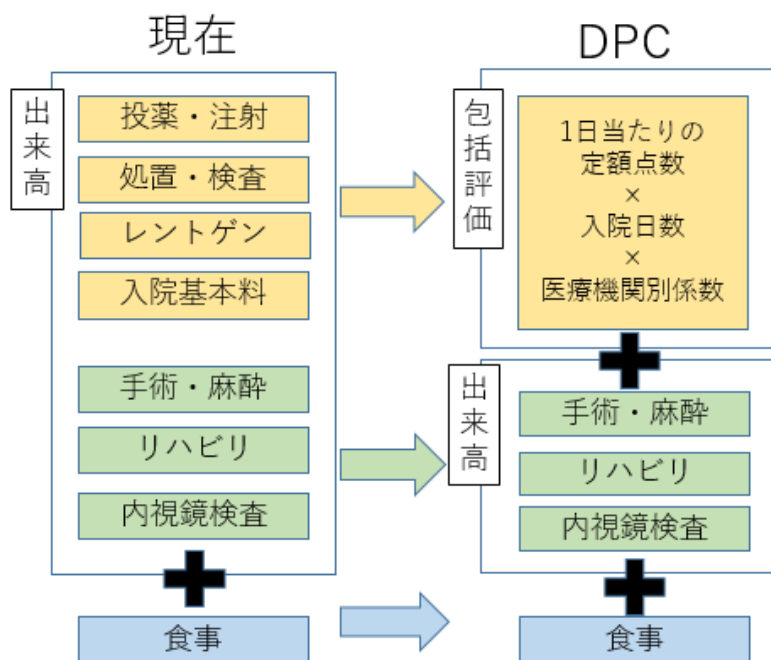
これにより、令和 6 年 6 月 1 日以降に西 3 階病棟、東 3 階病棟に入院する患者様の入院診療費の計算方法が、従来の「出来高払い制度(出来高評価方式)」から「DPC 制度(包括評価方式+出来高評価方式)」へ変更となります。

※西 2 階病棟及び東 2 階病棟は DPC 対象外のため、これまで通りの計算となります。

診断群分類別包括評価 (DPC) とは

従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い」とは異なり、包括評価部分(病名や症状を基に手術などの診療行為の有無に応じ、厚生労働省が定めた 1 日あたりの医療費)と出来高部分(手術、麻酔、リハビリ、指導料等)を合算する計算方法です。

この計算方法の対象となるかどうかは傷病名や診療内容等によって異なり、厚生労働省の基準に基づき主治医が判断いたします。



【Q&A】診断群分類別包括評価 (DPC) に関するご質問

Q 従来の診療内容と何か変わるのでしょうか?

A 当院では入院中の治療として判断される医療行為は従来通り行いますが、入院中に行う必要のない検査や医療行為等は、入院前もしくは退院後に外来で実施することがあります。

Q 入院診療費の支払いはどのように変わるのでしょうか?

A 基本的には変わりません。入院後、病状の経過や治療の内容によって入院当初に計画した診断群分類が変更になった場合には、前月分までのお支払額との差額を調整させていただくことがあります。

Q 高額療養費の取り扱いに変更はありますか?

A 従来通りで変更はありません。

Q 食事や個室の料金も包括されますか?

A 従来通り包括対象外となります。DPC 方式による入院料とは別に料金をご負担いただきます。

Q 入院中に他の医療機関を受診したいのですが、どうすればいいですか?

A 基本的に受診できませんが、ご希望の場合は必ず看護師へお申し出ください。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。ご質問等ございましたら 1 階会計窓口までお問い合わせください。